

明治初期における穢多・非人の人口分布 に関する一考察(3)

松 井 茂 樹

承 前¹⁾

明治 15 年呉文聰が「統計集誌」第 5 号²⁾に我が国の府藩県の所轄と石高を報告したのに引き続き、同年第 8 号の「統計集誌」³⁾に府藩県の身分別人口の報告を行っている。

この報告は、呉博士の第 5 号の附言によれば⁴⁾、その多くは明治三庚午年(傍点筆者)の調査を中心として行われており、府藩県の「人員表」である。その内容は、華族、士族、卒、神職、僧尼、平民、穢多、非人、死刑についての人数の報告である。必ずしも、穢多・非人の人数報告のみではないが、穢多・非人のみを取り出して表(2)として筆者が作成したものであることを予め注意しておく必要があろう。

呉博士の報告は、1 使 3 府 265 藩と 41 県の 310 の地域を挙げており、前稿で述べたように⁵⁾『藩制一覧表』と比べて天領(幕府直轄地)について身分別にその人数が報告されていることが特徴であるといえる⁶⁾。

1) 本論文では拙稿「明治初期における穢多・非人の人口分布に関する一考察(1)」松山大学論集第 4 卷第 3 号、平成 4 年 8 月における表(2)に基づいての続稿である。

2) 呉文聰、「統計集誌」第 5 号、9 頁～22 頁、東京統計協会編纂、明治 15 年 1 月。

3) 前掲、「統計集誌」第 8 号、96 頁～107 頁。

4) 前掲、「統計集誌」第 5 号。尚、注 1) 前掲拙稿の表(2)は表(1)の『藩制一覧表』に倣い府藩県の順序を変えてある。

5) 拙稿、前掲注 1) 参照。

6) 拙稿、前掲にも述べたように『藩制一覧表』には旧幕府直轄地及び旗本領が除外されている。呉博士のものは一部旧幕府直轄地について記載されているが、旗本領については不明であると思われ、今後その点の考察を行っていくことが必要といえよう。

表(2)を北から順に表(1)の『藩制一覧表』と比較しながら地域別にみていくことにしたい。

『藩制一覧表』においては、現北海道の館藩においては穢多・非人の人数は記載されていないが、呉博士の表(2)によれば穢多7人、非人12人の人数が記載されている。館藩は旧幕時代においては松前氏の支配地であり、領地としては松前地と蝦夷地であった。この地は一時、幕府の直轄地となり、文政4年(1821)旧領復帰を許されたものの安政2年(1855)に、一部幕領となった。その際、替地として陸奥国伊達郡梁川、出羽国村山郡東根の2ヶ所を領地として出羽国村山郡尾花沢の1ヶ所をその支配地とした。明治2年(1869)6月版籍奉還後、館藩となり、同年8月15日松前の地が北海道(11国86郡に画定)に改称されたことに伴い渡島国の4郡と陸奥国及び出羽国の領地を引き継ぎ、明治3年(1870)出羽国村山郡東根が上知され、その替地として岩代国伊達郡の内33ヶ村を管轄することになった。

明治4年(1871)7月廃藩置県により館県となった⁷⁾。呉博士の表(2)によれば、館藩として報告されており、その管轄国郡も渡島、磐代、羽前と飛地1ヶ所とされていることからみて明治3年(1870)10月以前の旧松前藩の領地における穢多・非人の人数と考えられよう。

複雑な領地変遷を繰り返しており、またその支配地も現北海道の一部と陸奥国(現在の福島県の一部)と羽前(現在の山形県の一部東根市)に跨っていて何れの管轄地における穢多・非人のものか俄かに断定し難いものといえよう。

次に現在の青森県についてみてみよう。弘前藩では、穢多488人、非人8人と報告されているが、『藩制一覧表』においては、弘前藩にその数の記載はみられない。ただ「穢多・非人等不記」と『藩制一覧表』に記載されていることからみて、穢多・非人は存在したが敢えてその人数を報告しなかったものとみることが出来よう。

八戸藩については、表(1)も表(2)も穢多54人と同数のものが挙げられており、

7) 木村礎他編『藩史大事典』第1巻「北海道・東北編」雄山閣出版社、昭和63年、参照。

ただ表(1)の『藩制一覧表』は男女別の人數の内訳が報告されている点が異なっているといえよう。

飛地として盛岡藩領の志和郡（現岩手県）を支配しているので、この地のものが含まれているかどうかは判然としない。

七戸藩についても、表(1)も表(2)も穢多の人数 13 人とされており、八戸藩の記載と同様に表(1)においては男女の内訳が報告されている。

八戸藩、七戸藩の両藩は、何れも盛岡藩より分知したものであり穢多の人数としては盛岡藩と一体のものとして見ることが出来よう⁸⁾。

黒石藩は、宗家は弘前藩であり、その領地は陸奥国津軽郡（黒石、平内）と伊達郡秋山村であった。表(1)においては穢多・非人共その数は記載されていないが、表(2)では穢多 39 人の記載がみられる⁹⁾。

斗南藩は表(1)、表(2)において穢多・非人の人数は記載されていない。

次に現在の岩手県に相当する各藩県についてみてみよう。

盛岡県は、もと南部藩であり、その領地は現在の青森県、岩手県、秋田県の三県に跨っていた。表(2)においては、管轄地として陸中の四郡として記載されていることからみて、明治 3 年 (1870) 7 月 10 日盛岡藩を廃し盛岡県を置かれた時点で陸中（現岩手県）の岩手・柴波・稗貫・和賀の四郡の管轄とされた。従って、表(1)と表(2)で穢多の数 189 人と報告されているがこの四郡の人口数といえよう¹⁰⁾。

表(2)の記載時点においては、明治 2 年 8 月気仙郡・江刺郡・閉伊郡全域と和賀郡の一部が江刺県、胆沢全域と磐井郡の一部が胆沢県となり、磐井郡の残りの部分が一ノ関藩領とされていた事情を背景としていたことから¹¹⁾、胆沢県に穢

8) ここで注意しておく必要があるのは、盛岡藩の支配地は現在の岩手県に相当し、八戸、七戸の両藩のそれは現在の青森県が主たる支配地である。

9) 現在の青森県黒石市を中心としての領地であった。ただ伊達郡秋山村は、現在の福島県川俣町秋山であり、黒石藩の 39 人は現在で言えば青森・福島の両県におけるものか、何れか 1 県のものか断定することが出来ない。

10) 南部藩（盛岡藩）は、版籍奉還後旧仙台領白石（現宮城県白石市）に移封され、その後盛岡復帰を許され陸中四郡の管轄となったという経緯がみられる。

木村礎他編『藩史大事典』第 1 卷「北海道・東北編」参照。

多人数62人、非人人数257人がいたことが報告されている。胆沢地方は、旧幕時代仙台藩領であり、ここでの穢多・非人は仙台藩のものとみることができよう。

同じく江刺県も旧仙台藩領であるが、穢多・非人ともその数の報告はみられない。

一ノ関藩は表(1)においては穢多・非人の人数報告はなされていないが、表(2)においては穢多人数31人、非人人数39人の記載がみられる。一ノ関藩領は上述のように旧仙台藩の支藩であり、これも仙台藩の賤民としてみておく必要があるといえようが、僅か一年でそれ迄存在しなかった賤民が登場していることについては判然としない¹²⁾。

現宮城県に相当する各藩についてみてみると、仙台藩においては表(1)においては穢多の人口数を1,138人（男669人、女469人）と報告し、非人の人口数は報告されていない。

この点からみると仙台藩においては非人は存在しなかったと言えようが、表(2)においては穢多396人、非人742人と記載されている。

両者の合計数は1,138人であり、表(1)では非人をも穢多として一括して報告したものということができ、仙台藩において非人が存在しなかったということ出来ない¹³⁾。非人の数としては、全国的にみても742人という人口数は多数のもので上位に位置するものということが出来る。

角田県（旧白石藩）においては穢多68人、非人238人、登米県（旧仙台藩領）において穢多125人、非人377人の人口数が表(2)に報告されている。角田県も登米県も何れも、旧仙台藩の支配地であり、現在の宮城県に相当し、その数を

11)『岩手県の地名』平凡社、1990年。因みに岩手県の現県域は近世盛岡藩領、仙台藩領、八戸藩領、一関藩領から構成されていた。

12)幕末から明治維新にかけて奥羽越列藩同盟参加の各藩は朝敵として領地没収され、目まぐるしく旧幕時代の支配管轄地を変えられた。行政区域の設立事情の複雑さの影響を受けたことにより、通常の行政事務が滞っていた為によるものではないかと考えられる。

13)この点については『藩制一覧表』の作成過程についての詳細な考察が必要となろう。本稿ではこの点についての考察に迄立ち入ることが出来ず、今後の問題点として挙げるに止めることにしたい。

合計してみてみることが必要といえよう。

穢多 589 人、非人 1,357 人の大人数となり、明治元年(1868)12月7日に62万石朝廷より没収される以前のものとして考えておくことが求められているといえよう。

仙台藩については、高橋梵仙氏が旧幕時代の身分職業別人口について詳細な表示を行っている¹⁴⁾。その中で穢多の人口数の記載がなされている。穢多以外に近世において明らかに賤民身分といえる呼称の表記とその人口数も記載されているが本論では、穢多人口のみについて年次別にみてみることにしたい。

享保2年(1742)男207人、女202人で総数409人、天明6年(1758)男217人、女216人の総数433人、享保年間(1801~4)男197人、女277人の総数474人、文政8年(1825)男435人(うち僧6人)、女375人の総数810人、文政11年(1828)男418人(うち僧6人)、女413人の総数831人となっている。

約60年間で穢多は総数で242人の減少を示していることになる。それにも非人身分の人口数の多さは目を引く特徴ということができよう¹⁵⁾。

次に現福島県に相当する各藩についてみてみよう。

中村藩は表(1)と全く同数の穢多人口56人、非人人口117人である。磐城平藩(現福島県いわき市を中心)は表(1)の『藩制一覧表』と比べて穢多人口73人、非人人口34人と穢多人数が8人少なく、非人人数が4人少なく報告されている。泉藩も表(1)と表(2)何れも同数の穢多人数98人であり、湯長谷藩については表(1)においては穢多戸数115戸の記載はみられるものの全く穢多・非人の報告がなされていないが表(2)においては穢多509人、非人9人と多数のものが報告されている。

14) 高橋梵仙、『日本人口史の研究』第二、昭和30年、日本学術振興会、36頁別表。

15) 注14)で挙げた高橋梵仙の別表から明らかに近世の賤民身分として考えられているものを文政11年の総数としてみてみると、293人に上っている。なお、この中には「非人」としての呼称はみられない。賤民身分の呼称については享保4年(1719)穢多頭弾左衛門が幕府に提出した「弾左衛門由緒書」に挙げられている28のものを基にしたものである。この由緒書そのものはその真偽について論議のあることを念頭に置いていることを敢えて承知のことである。

湯長谷藩の領地は、江戸時代陸奥国磐前郡と同国菊田郡の2郡と、現京都府の何鹿郡1村及び現兵庫県の氷上郡2村の2郡であった¹⁶⁾。

ここに記載されている多数の穢多と非人は何れの支配地のものか俄に判定することが呉博士のものからだけでは明確にいうことができない。戸数の記載からみて表(1)による穢多1戸当たりの平均人数は約5.5人、非人1戸当たり約4.8人からみて、穢多戸数115戸の戸数から推察して必ずしも多いものということができないものといえよう¹⁷⁾。

次に守山藩には表(1)においては非人の記載がみられるものの、表(2)においてはその記載はみられない。棚倉藩は表(1)、表(2)何れも穢多107人、非人29人と同数のものが報告されている。二本松県（旧二本松藩）は表(1)と比べて穢多の数が4人少なく記載されているが、非人の人数は同数である。三春藩においては表(1)において穢多・非人一括してその人口数63人としており、表(2)では穢多33人、非人30人と内訳記載がなされている。

表(2)では白河県として記載されているのは旧白河藩であり、明治2年8月白河県として設置されたものである。この時点で旧白河藩は新政府の直轄地となつておらず、旧藩領時代の10万石（領有地は陸奥国白河・石川・田村・岩瀬の4郡）から石高5万石で岩代1郡をその管轄としていたし、藩知事も旧藩主でなかつた。穢多209人、非人13人の記載がみられ穢多の人口数が多いのが目につく特徴といえよう。

また、若松県は旧会津藩であり、明治2年6月若松県として置かれたものである。

表(1)の『藩制一覧表』は「明治初年、太政官ガ各藩ニ向テ其藩ノ草高、税目、

16) 前掲、『藩史大事典』第1巻「北海道・東北編」参照。

17) 今後に残された課題として、支配地毎の賤民の把握に努めることが求められているといえよう。

何れにしても、支配領地高1万4千石の小藩としては数多くの賤民が存在したことは特筆すべきことである。飛地の何れもが福知山藩及び篠山藩と近く、両藩とも数多くの穢多・非人がみられることからみてその飛地のものと考えることもできるが、今後の考察の課題としたい。

税額，人口，戸数，社寺数ノ調査ヲ命ゼシニ対シテ，明治二，三年ニ亘リ，各藩ヨリ上申セシモノ¹⁸⁾（傍点筆者）にみられるように，明治元年の時点では会津藩は奥羽越列藩同盟に参加し，政府軍と戦い，9月22日若松城を開いて降伏しその戦いに破れた後，同年10月民政局が設置され上述のように明治2年6月若松県設置という経緯が示すように混乱状態にあったことができよう。従って，表(1)に藩名の記載がみられず，表(2)は明治3年時を中心としていると思われることから¹⁹⁾，この時点で若松県としての調査報告が行われたものと考えられ，その結果穢多人数788人，非人61人の人数が挙げられている。旧会津藩には数多くの賤民が存在したことを示しているといえよう。

また，これと同様の経緯から福島県分として穢多75人，非人136人の報告が行われている。福島県は，旧福島藩であり，この報告が行われた時点では藩としては消滅しており，明治元年(1868)1月に設置された中村民政取締所の管轄下にあった。穢多75人，非人136人と報告されている人数は，旧福島藩の賤民数とみるとできよう。この時点でその管轄地は岩代3ヶ国である。表(2)での現高26,821石は，旧福島藩の石高28,000石と近似していることからみてほぼ上述のようにみるとできよう²⁰⁾。

次に現県境の秋田県に相当する各藩についてみよう。秋田藩においては表(1)の『藩制一覧表』に穢多386人，その他賤民人口944人と報告されている。しかし，表(2)においては穢多94人，非人4人と報告されており，表(1)と表(2)では大きく人数が食い違っていることが注目されよう。

関山直太郎によると嘉永2年(1849)において穢多・非人は合わせて489人

18) 日本史籍協会編，『藩制一覧表』（日本史籍協会叢書173），東京大学出版会，昭和43年覆刻，例言。

19) 拙稿(1)参照。

20) ここで述べた福島県は明治2年7月20日設置されたものを指している。尚，現在の福島県域を慶応4年(1868)5月の会津藩降伏直前でみてみると本藩11，飛領14，天領が存在しており，明治元年12月陸奥国は磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥の5国に分けられ複雑な県域設定が繰り返された経緯を念頭に置いておくことが求められているといえよう。因みに，吳博士報告の明治3年段階で県域をみてみると若松県，福島県，白河県の3県と7の本藩，10の飛領が存在していた。

以上については，『福島県の地名』，平凡社，1993年を参照。

とされていることからみて²¹⁾表(1)の人数が穢多・非人の人口数と近いのではないかと考えられよう。

表(1)におけるその他賤民人口 944 人と多数に上っていると思われるのは、座頭・行人・寺社門前・比丘尼・金・銀・銅山の鉱夫を指していたものといえよう。

僅か 1 年程で穢多・非人が激減していることの理由は今後の研究課題である。

本庄(莊)藩においては 89 人、矢島藩 14 人、岩崎藩(旧秋田新田藩) 14 人、龜田藩 45 人の穢多人数が表(1)、表(2)とも同数の報告がなされている。

次に現在山形県に該当する各藩についてみよう。

天童藩は異同なく穢多 16 人である。米沢藩は米沢新田藩と併せて穢多 557 人、非人 18 人と記載されており、表(1)においては穢多人数に非人が含まれたもので 665 人であった。

目につく特徴として、穢多人数の多さである。

旧庄内藩で明治 3 年(1870) 9 月大泉藩と改称された区域の穢多人数 145 人、非人人数 132 人と報告されているが、表(1)『藩制一覧表』においては、非人のみの報告でその人口は 296 人である。呉博士の表(2)の記載による穢多と非人の両者の合計人口は 277 人であり、表(1)の非人のみの人口総数 296 人に近いものとなる。

このことからみて表(1)においては、穢多を非人として報告したものではないかとみることができよう。

松嶺藩(旧松山藩)においては穢多人口 17 人、非人人口 55 人であり、表(1)においてはその記載がみられない。

上ノ山藩では、穢多人口 151 人、非人 7 人と報告されているが、石高 3 万石の小藩としては穢多の人口数が多いといえよう。ただ、飛地として越後国に 2ヶ所を領有しており、表(1)の『藩制一覧表』の欄外注記に「越後地穢多并渡守」とあることからみて、上ノ山藩の管轄地である出羽国村山郡のみの人口数とみることはできないと考えられよう。

21) 関山直太郎、『近世日本人口の研究』、龍吟社、昭和 23 年、122 頁。

また、この時点での知藩事藤井氏は、元禄 10 年（1967）に備中国庭瀬から入封してきたことをも併せて考えておくことが必要なのではなかろうか。²²⁾

山形藩においては、表(1)の『藩制一覧表』では穢多・非人とも報告されていないが、表(2)においては穢多 24 人、非人 62 人の人口数が記載されている。表(2)においては、既に本論で述べたように、明治元年（1868）の東北戦争の結果、東北地方に新県制が布告され陸奥国を磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥の 5ヶ国に、出羽国を羽前・羽後の 2ヶ国に分割統治しようとした影響を大きく受けているといえよう。

表(2)の記載では山形県とされており、また草高 42 万 9 千余の記載からみて、明治 3 年（1870）9 月 28 日の第一次山形県設置の時点でのものとみることができ、その管轄地は羽前三郡と羽後とされている。

この段階では、上述の草高等からみて旧山形藩領（5 万石）を中心にして上総大網藩（旧長瀬藩）領や下総佐倉藩領・上野館林藩・常陸土浦藩・館藩（旧松前藩）などの諸藩の飛地領と明治 2 年（1869）7 月 20 日設置の酒田県（草高 25 万石余）と合併した区域を指しているといえ²³⁾、ここに記載された穢多と非人は何れの地域のものか俄に特定し難いことを念頭に置いておく必要があろう²⁴⁾。

新莊（庄）藩においては、旧領そのままを引き継いでいることから、表(1)の穢多人口数 14 人、非人人口数 52 人は表(2)においても同数のものが報告されている。

以上、現在の北海道及び東北の 6 県の 7 地域を『藩制一覧表』と「統計集誌」第 5 号を比較し乍ら、「統計集誌」を中心に考察を行ってきた。

22) 庭瀬は、拙稿「明治初期における穢多・非人の人口分布に関する一考察(2)」、松山大学論集第 5 卷第 3 号、平成 5 年 8 月で指摘したように穢多戸数 163 戸で人口 861 人のかなり多くの穢多人口を抱えていた。移封と共に、穢多を帯同してきたとも考えられる。なぜなら、穢多の担わされた重要な職責の 1 つが、行政の末端機構の一員として警察役に従事させられたからである。この点についても今後の課題したい。

23) 『国史大事典』、吉川弘文館、平成元年。

『山形県の地名』、平凡社、1990 年。

24) 長瀬藩は明治 2 年（1869 年）11 月 1 日に大網藩と改称し、翌年上知され山形県（第一次）所属となったことのために表(2)に藩名及び穢多・非人の記載がないのは当然といえよう。

一般的に東北地方においては、江戸時代、賤民部落及び穢多・非人がきわめて少ないと定着している²⁵⁾しかし、子細にみてみると仙台藩、秋田藩、米沢藩における穢多・非人人口は、西日本と比べて必ずしも少ないものといえず一律に論じることは出来ないものということができよう。

原田は、東北の部落の所在地が「ほとんど城下町か港町、あるいは、商業・交通の要地の在郷町のみ」²⁶⁾に限られており、その仕事も「警衛・刑吏関係と皮革業にほぼ限定」されるとしている²⁷⁾また、東北地方は、西日本特に関西地域と比べて後進地域であったことで賤民身分を支配層が必要としなかったと述べている²⁸⁾これらの諸点については、本論での主目的ではないが、賤民部落との人口を基にして再度検討することが求められているということができるようと思われる。²⁹⁾

(未完)

25) 原田伴彦、「部落問題論」、『原田伴彦著作集4』所収、1981年、思文閣出版。

26) 原田伴彦、前掲書、300頁。

27) 原田伴彦、前掲書、300頁。

28) 原田伴彦、前掲書、300頁。

29) なお原田も注26)の前掲書の中で筆者と同一の資料を使用して明治初期の賤民身分人口を算出しているが『藩制一覧表』を基にしてのものは、原資料のままの藩名の順序で記載しており、その人口数も誤って記載している部分もままみられる。

また「統計集誌」においても同様の指摘ができると同時に、両者に共通して言える難点は支配地、特に飛地支配についての言及がみられないことである。

特に「統計集誌」においては、明治元年から明治4年の廢藩置県に至る迄の目まぐるしく変更された管轄地(行政区域)毎の分析において原田の分析は行われていないのが難点といえよう。明治元年(1868)12月11日の藩治職制に始まり、明治2年の戊辰戦争後の奥羽越列藩同盟参加諸藩に対する処置に基づく管轄地の決定、それを受けた同年6月30日の知藩事の設置、同年7月25日の版籍奉還後の知藩事の任命(274人)とその管轄地の決定、明治3年(1870)6月に布告された戸籍編成に関する府藩県に管下の石高、戸口の申告、明治4年(1871)8月29日の廢藩置県と続く過程とその経緯を詳細に検討しての分析が必要とできよう。このような分析を踏まえて各地域の賤民分布を示すことが本論の目的の1つである。

従来行われてきた単に東日本と西日本の穢多・非人の戸数、人口がどの地方に多いかということに主眼が注がれ、西日本が多いという結論で満足することは出来ないものといえよう。

こうした分布の上に立って、なぜ西日本に近世賤民の部落が多かったのかの理由を始めて明らかにできると考えるからである。

特に「統計集誌」で用いられた記載は必ずしも明確にされていないが、明治3年(1870)6月布告の戸籍編成に際しての管下の石高、戸口の申告時のものと考えられる。

その時点での府藩県と現行(主として明治11年施行の郡区市町村編成法に基づく)の府県との詳細な検討が求められているといえ、これも今後の課題の1つといえよう。